

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	新感染症に係る消毒その他の措置
概要	市長が新感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所、生活用水、建物等その使用等に際し、制限等を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第50条
処分基準	<p>処分基準 市長が新感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 新感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所、区域、物件、死体、生活用水、建物、その場所にかかる交通</p> <p>具体的処分 場所について：消毒の命令 区域について：ねずみ族、昆虫等の駆除の命令 物件について：移動の制限若しくは禁止、消毒・廃棄の命令 死体について：移動の制限若しくは禁止、 火葬（ただし、十分な消毒を行い、市長の許可を受けたときは、埋葬することができる）の指示、24時間以内の火葬または埋葬の指示、 生活用水について：期間を定めて使用または給水の制限、または使用の禁止の命令 建物について：期間を定めて立ち入りの制限、または立ち入りの禁止 交通について：72時間以内の期間を定めて、交通の制限、または交通の遮断</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的な処分の基準を示すことはできません。